

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済
欠損金額の計算に関する明細書

事業 年度	・	・	法人名	
----------	---	---	-----	--

適 格 組 織 再 編 成 等 が 行 わ れ た 場 合 の 調 整 後 の 控 除 未 済 欠 損 金 額					
事業年度	欠 損 金 の 区 分	控除未済欠損金額又は調整後の 当該法人分の控除未済欠損金額 〔前期の別表七(一)「5」又は(4)、 (7)若しくは別表七(一)付表三 「5」若しくは別表七(一)付表四 「5」〕	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額 〔適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日：・ 被合併法人等の名称：・〕	調整後の控除未済欠損金額	
		被合併法人 等の事業 年度	欠 損 金 の 区 分	被合併法人等の未処理欠損金額 〔最終の事業年度の別表七(一) 「5」又は(4)、(7)若しくは別表 七(一)付表三「5」〕	(1) + (2)
				2	3
： ：				円	円
： ：					
： ：					
： ：					
： ：					
： ：					
： ：					
： ：					
計		計			

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細					
適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配			適格組織再編成等の日	・
対 象 法 人 の 別	被合併法人等 (名称：) ・ 当該法人			支 配 関 係 発 生 日	・
対象法人の 事業年度	欠 損 金 の 区 分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合		
		被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額 (8) - (12)	引継ぎを受ける未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額 〔支配関係事業年度前の事業年度にあつては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては(5)と(6)のうち少ない金額〕
		4	5	6	7
： ：		円	円	円	円
： ：					
： ：					
： ：					
： ：					
： ：					
： ：					
： ：					
計					

支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細					
対象法人の 支配関係以後 の事業年度	支配関係事業年度以後の 事業年度の欠損金発生額 〔支配関係事業年度以後の 事業年度のそれぞれの別 表七(一)「当期分の青色 欠損金」〕	欠 損 金 額 の う ち 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 相 当 額 の 計 算			
	8	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 ((9) - (10)) 又は (別表七(一)付表二「5」)	欠 損 金 額 の う ち 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 相 当 額 ((8) と (11) のうち少ない金額)
		9	10	11	12
： ：	内 円	円	円	円	円
： ：	内				
： ：	内				
： ：	内				
： ：	内				
計					

別表七(一)付表一 平二十七・四・一以後終了事業年度分

別表七(一)付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第57条第2項から第4項まで《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》又は第58条第2項《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額1」は、当該事業年度が法第57条第6項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合には、同項の規定により当該法人の欠損金額とみなされる法第81条の9第6項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額（以下「連結欠損金個別帰属額」といいます。）に記載します。なお、当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第57条第9項又は第58条第4項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の2第1項《特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用》に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しないでください。
- 3 「被合併法人等の未処理欠損金額2」は、法第57条第2項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあつては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限ります。）である場合又は同項の残余財産が確定した他の内国法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限ります。）である場合には、これらの連結法人の連結欠損金個別帰属額を記載します。なお、次に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、記載しないでください。
 - (1) 令第112条第20項《適格合併等による欠損金の引継ぎ等》に規定する欠損金額
 - (2) 令第112条第22項に規定する被合併法人である他の連結法人が法第81条の9第2項第1号に規定する特定連結子法人以外の法人であり、かつ、令第112条第22項に規定する適格合併の日が当該他の連結法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった日である場合又は同条第23項に規定する被合併法人である他の内国法人若しくは同項に規定する残余財産が確定した他の内国法人が法第61条の11第1項各号《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》若しくは第61条の12第1項各号《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》に掲げるものの以外のものである場合における当該他の連結法人又はこれらの他の内国法人の法第57条第2項に規定する未処理欠損金額又は法第58条第2項に規定する未処理災害損失欠損金額
 - (3) 当該法人が法第57条の2第1項に規定する欠損等法人である場合における同条第2項第1号に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額
- 4 当該法人との間に法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の控除未済欠損金額3」の欄中「(2)」とあるのは、「(2)を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額」として記載します。
- 5 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第3項に規定する政令で定める適格

- 合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合若しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載します。ただし、法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載する必要はありません。
- 6 「支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を計算する場合に記載します。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額9」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額10」に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
 - 7 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額8」の各欄の内書には、支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに別表七(一)付表二「13」の金額を合計した金額に記載します。この場合に

「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額(8)－(12)」

「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額12の各欄に記載に当たっては、((8)と(11)のうち少ない金額)」

その内書きした金額を「8」の金額から控除して計算します。
 - 8 「特定資産譲渡等損失額」¹¹は、平成25年4月1日以後に法第57条第3項又は第4項の支配関係を有することとなった場合（令第112条第7項（同条第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に限ります。）にあつては「((9)－(10))又は」を消し、それ以外の場合にあつては「又は(別表七(一)付表二「5」)」を消します。
 - 9 令第112条第5項（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する支配関係事業年度以後の事業年度（同条第5項に規定する対象事業年度に限ります。）に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第15条第1項《震災損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定の適用に係る同項に規定する震災欠損事業年度（以下「震災欠損事業年度」といいます。）がある場合の記載は、次によります。

「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外⁶（当該震災欠損事業年度に係る部分に限ります。）の記載に当たっては、当該震災欠損事業年度において生じた欠損金額のうち震災特例法第15条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額を「8」の金額から控除して計算します。

「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額12（当該震災欠損事業年度に係る部分に限ります。）の記載に当たっては、当該震災欠損事業年度の震災特例法第15条第1項に規定する繰戻対象震災損失金額を「8」の金額から控除して計算します。
 - 10 法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された別表七(一)（これらの事業年度が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付された別表七の二付表一のうち当該被合併法人等に係るもの）の写しを添付してください。